

令和 3 年 度

配 委 第 18 号

水道台帳作成業務

業 務 委 託 設 計 書

工 事 概 要		
	・管路図作成	9.1 km
特 記 事 項		
	設 計 額	
工 事 価 格		
消費税相当額		
設 計 金 額		
	小矢部市	

水道台帳作成業務
仕 様 書

小矢部市上下水道課

水道台帳作成業務

仕 様 書

1. 目的

本業務の目的は、小矢部市が維持管理を行う導水管、送水管、配水管及び水道使用者が維持管理を行う給水装置（以下水道管路施設という。）に関する資料の整理及び構築の一環として行うものであり、令和3年度の小矢部市全域の水道管路施設情報を対象とし、現在保管されている水道台帳管路図を作成及び管路追加修正し、住民サービスの向上を図るものである。

2. 概要

2-1. 業務概要

令和3年度の竣工資料のすべてを閲覧し、水道台帳管路図との相違点等の補修正を実施し、台帳の精度向上を行うこと。

水道管路施設の本業務に従事する者は、着手前に経歴書を提出し、発注者の承認を得た者とする。また調査中、発注者が不適任と認めた場合は要員の交替を命ずる場合もある。なお、竣工資料である閲覧資料等については貸し出し可とするため、小矢部市役所内および近隣に常駐し、返却要望にも即対応しなければならない。また、貸し出し資料については善良な管理者の注意をもって使用すること。

主任技術者	測量経験	10年以上
測量技師	〃	3年以上
測量技師補	〃	2年以上
測量助手	〃	1年以上

2-2. 着手関連書類

受託者は契約の日から7日以内に作業工程表を提出し、発注者の承認を受けるものとする。また、業務遂行にあたり、現場従事者は受託者の社員である証明も提出すること。

2-3. 業務期間中における手続き及び留意事項

- (1) 業務期間中の資料返却要請については、監督員の指示に従い早急に返却するものとする。
- (2) 現地調査の際には、身分証明書及び腕章を携帯するものとする。又、宅地内に入る必要がある場合は、目的及び調査内容を説明し了解を得るものとする。
- (3) 受託者は調査中事故が発生した場合は、臨機適当な処置をとり、速やかにその旨を監督員に報告しなければならない。
- (4) 受託者は業務中、第三者に損害を与えた場合は、賠償の責を負わなければならない。

3. 業務内容の説明

業務内容説明は次のとおりである。

3-1. 打合せ・計画準備

作業に入るまでに仕様書に従い、最も効率的な作成業務を推進するための作業計画の検討・立案を行う。

3-2. 資料収集整理

令和3年度の竣工資料の閲覧及び各種の資料整理状況・作成内容の詳細確認等を行う。

3-3. 管路図作成・照査

資料を基に水道台帳管路図との相違点等の補修正を実施し、台帳の精度向上を行う。

3-4. その他

- (1) 水道配管図見出（小矢部市全図）を明瞭にすること。
- (2) 作成追加修正する水道台帳管路図上の町内名（字名）にふりがなをふること。
- (3) 成果品提出時期は以下のとおりとする。
 - ・令和3年度竣工資料による成果品 令和4年3月18日まで
- (4) 本仕様書に記載のない問題や業務が発生した場合は、監督員と協議したうえで対応を検討する。

4. 成果品

本業務完了後、以下のとおり紙データとして小矢部市配管水道台帳図を提出しなければならない。

小矢部市配水管水道台帳図

No.1 南谷・宮島・子撫・荒川地区

No.2 石動市街地周辺

No.3 若林・松沢・正得・埴生・薮波一部・東蟹谷一部・北蟹谷一部地区

No.4 北蟹谷一部・東蟹谷一部・薮波一部・津沢地区

以上「縮尺指定（窓口用、車載用）（A3版）」各4部

総括表

水道台帳作成業務

[illegible]

内 訳 書

測量一般業務

[illegible]

明 細 表

第 1 号 打合せ・計画準備

1式当り

[illegible]

明 細 表

第 2 号 資料收集整理

10km当り

[illegible]

明 細 表

第 3 号 管路図作成(仕切弁等含む)

10km当り

[illegible]

明細表

第 4 号 照查

10km当り

[illegible]

--

工事一覧表

工事名	工事内訳(m)
金屋本江地区配水管布設替工事（その２）	180.8
内御堂・胡麻島地区配水管布設工事	210.2
下後亟地区配水管布設工事（その３）	177.6
金屋本江地区配水管布設工事（その３）	97.3
石王丸地区配水管布設工事（その３）	152.2
県河川工事に伴う小神地区配水管布設替工事	48.4
県道改良に伴う野寺地区配水管布設工事	29
経田地区配水管布設工事	110
胡麻島地区配水管布設工事（その３）	25.6
下水道事業に伴う長地区配水管布設替工事（その２）	120.1
下水道事業に伴う道林寺地区配水管布設替工事（その２）	105.5
綾子地内配水管布設工事	64.9
金屋本江地区配水管布設工事（その２）	200
下水道事業に伴う蓮沼地区配水管布設替工事（その２）	221.2
石王丸地区配水管布設工事（その２）	290
興法寺地区配水管布設工事（その２）	160.9
興法寺地区配水管布設工事（その１）	266.5
菟輪地区配水管布設工事	340.8
下水道事業に伴う蓮沼地区配水管布設替工事（その１）	125.2
芹川地区配水管布設工事（その４）	140.1
県河川工事に伴う島・鷺島地内配水管布設替工事	25.4
下水道事業に伴う道林寺地区配水管布設工事	51.2
胡麻島地区配水管布設工事（その２）	160.5
県道改良に伴う野寺地区配水管布設替工事	15.7
高木地区配水管布設工事（その２）	309.9
松尾地区配水管布設替工事	212.9
下後亟地区配水管布設工事（その３）	259.9
経田・西島地区配水管布設工事（その２）	132.8
金屋本江地区配水管布設替工事	205.2
論田地区配水管布設替工事	20.6
嶺地区配水管布設替工事	287.6
名畑地区配水管布設替工事	432.2
法楽寺地区配水管布設替工事	284.4
平桜・末友地区配水管布設替工事	264.3
鷺島地区配水管布設替工事（その２）	261.9

鷺島地区配水管布設替工事（その１）	149.7
長・道林寺地区配水管布設工事	356.1
胡麻島地区配水管布設工事（その１）	170.5
内御堂・水島地区配水管布設工事	294.7
石王丸地区配水管布設工事（その２）	150.9
石王丸地区配水管布設工事（その１）	198.5
芹川地区配水管布設工事（その２）	141.1
下後亟地内配水管布設工事（その２）	158.3
下後亟地区配水管布設工事（その１）	342.3
金屋本江地区配水管布設工事（その１）	189
芹川地区配水管布設工事（その１）	241.9
経田・西島地区配水管布設工事（その１）	331.3
西島・新西地区配水管布設工事	236.1
高木地区配水管布設工事（その１）	124.3
合計	9075.5